8　締約国は、締約国間の適合性評価の結果の受入れを促進するために一層緊密に協力するに当たり締約国の関連する適合性評価機関の間の協力を奨励することに合意する。

9　各締約国は、可能な場合には、他の締約国に所在する適合性評価機関が自国に所在する適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で自国の適合性評価手続に参加することを認める。

10　締約国は、自国の適合性評価機関が自国の適合性評価手続に参加することを認め、かつ、他の締約国に所在する適合性評価機関が当該適合性評価手続に参加することを認めない場合において、当該他の締約国の要請があったときは、その拒否する決定の理由を説明する。

第六・九条　協力

1　締約国は、任意規格、強制規格及び適合性評価手続の分野において、この章の規定の目的に適合する協力を強化する。

2　各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、任意規格、強制規格及び適合性評価手続に係る相互に関心を有する事項に関する協力の提案に積極的な考慮を払う。

3　1及び2に規定する協力は、相互の合意により決定される条件に基づくものとし、次の事項を含むことができる。

(a)　任意規格、強制規格及び適合性評価手続の作成及び適用に関する助言、技術援助又は能力開発

(b)　締約国に所在する適合性評価機関（政府機関及び非政府機関の双方を含む。）の間の相互に関心を有する事項に関する協力

(c)　関連する地域機関及び国際機関の任意規格及び適合性評価手続の作成及び適用に関する活動における相互に関心を有する分野での協力（例えば、関連する地域機関及び国際機関が作成した相互承認のための枠組みへの参加を促進すること。）

(d)　任意規格、強制規格及び適合性評価手続の作成及び改善における協力の促進

(e)　WTOの貿易の技術的障害委員会その他の関連する国際的又は地域的な場における連絡及び調整の強化

4　各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、相互の利益のための分野別の提案であって、この章の規定に基づく協力のためのものを考慮する。

第六・十条　技術的討議

1　締約国は、貿易及びこの章の規定に関する問題を解決する必要性を認める場合には、技術的討議を書面により要請することができる。要請を受けた締約国は、可能な限り速やかに、その要請に応ずる。

2　要請を受けた締約国は、関係する締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、相互に満足すべき解決を得るため、六十日以内に要請を行った締約国との技術的討議を開始する。技術的討議については、関係する締約国が合意する手段を通じて行うことができる。

第六・十一条　透明性

1　締約国は、貿易の技術的障害に関する協定における透明性に関する規定の重要性を認識する。この点に関し、締約国は、WTOの貿易の技術的障害委員会が採択した千九百九十五年一月一日以降にWTOの貿易の技術的障害に関する委員会が採択した決定及び勧告（文書番号G／TBT／1／Rev・十三）（その改正を含む。）における関連する決定及び勧告を考慮する。

2　締約国は、書面による要請があった場合において、既に利用可能なときは、当該要請を行った締約国に対し、通報した自国の強制規格及び適合性評価手続の英語による全文又は要約を提供する。当該強制規格及び適合性評価手続の英語による全文又は要約が利用可能でない場合には、当該締約国は、当該要請を行った締約国に対し、関係する締約国が合意する合理的な期間内に、及び可能なときは書面による要請を受領した後三十日以内に、当該強制規格及び適合性評価手続の要件を記載した英語による要約を提供する。第二文の規定を実施するに当たっては、要約の内容は、要請を受けた締約国が決定する。

3　各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。

4　各締約国は、安全上、健康上、環境の保全又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じ、又は生ずるおそれがある場合を除くほか、他の締約国が書面による意見を提出するための期間として、貿易の技術的障害に関する協定2.9又は5.6の規定に従ってWTOに通報した日から六十日の期間を通常与える。各締約国は、他の締約国の意見を考慮するものとし、要請があった場合には、当該意見に回答するよう努める。

5　各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、他の締約国の者が、自国の者に与えられる条件よりも不利でない条件で、自国による強制規格、国内の任意規格及び適合性評価手続の作成に関して公衆が利用可能な協議手続に参加することを認める。

6　締約国は、強制規格又は適合性評価手続への不適合により輸入貨物を輸入地で留置する場合には、輸入者又はその代表に対してその留置の理由を可能な限り速やかに通知する。

7　この章に別段の定めがある場合を除くほか、締約国がこの章の規定に基づいて要請する情報又は説明に関し、要請を受けた締約国は、関係する締約国が合意する合理的な期間内に、及び可能な場合には六十日以内に、印刷物で又は電子的に提供する。当該要請を受けた締約国は、求めに応じて、関係する締約国が合意する一又は二以上の言語又は可能な場合には英語により当該情報又は説明を提供する。

第六・十二条　連絡部局

1　各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定の実施の調整について責任を有する一又は二以上の連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関連職員の連絡先の詳細（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の関連する詳細を含む。）を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に速やかに通報する。

2　各締約国は、自国の連絡部局が任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する情報についての他の締約国からの全ての妥当な要請に応じて締約国間の当該情報の交換を促進することを確保する。

第六・十三条　実施取決め

締約国は、この章の規定を適用するための相互に関心を有する協力の分野を定めるため、二国間又は複数国間の取決めを作成することができる。この章に規定する取決めを作成した締約国は、相互に合意する場合には、当該取決めを物品に関する委員会に報告するよう奨励される。

第六・十四条　紛争解決

第十九章（紛争解決）の規定は、この協定が効力を生ずる時には、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。この不適用は、この協定が効力を生ずる日の後二年を経過した後に締約国による見直しの対象とする。締約国は、当該見直しにおいて、第十九章（紛争解決）の規定のこの章の全部又は一部の規定への適用に関して積極的な考慮を払う。当該見直しについては、この協定が効力を生ずる日から三年以内に完了させなければならない。

第七章　貿易上の救済

第Ａ節　RCEPセーフガード措置

第七・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「秘密の情報」には、秘密のものとして提供された情報及びその性質上（例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすこととなることを理由として）秘密である情報を含む。

(b)　「関税」とは、第二・一条（定義）(b)に定義する関税をいう。

(c)　「国内産業」とは、輸入産品に関し、締約国の領域において活動する当該輸入産品と同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(d)　「原産品」とは、第三・一条（定義）(1)に定義する原産品をいう。

(e)　「暫定的RCEPセーフガード措置」とは、第七・八条（暫定的RCEPセーフガード措置）1に規定するセーフガード措置をいう。